

コンサル・県内

コンサル・県外

[平成27・28年度6月追加申請]

沖縄県

測量及び建設コンサルタント等業務
入札参加資格審査申請書提出要領

県内業者（主たる営業所・本社・本店を県内に置く者）用

県外業者（主たる営業所・本社・本店を県外に置く者）用

※ 沖縄に営業所があっても、本社等が県外であれば、県外業者になります。

※ 入札参加資格審査申請後、変更事項が発生した場合の変更届・承継についての申請様式も掲載していますので、この要領は審査後も捨てないでください。

沖縄県 土木建築部 技術・建設業課

目 次

1. はじめに	1
2. 申請の手順	1
3. 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格申請要件	
(1) 申請要件	2
(2) 一部業務についての申請要件	2
(3) 留意事項	2
(4) 業種区分	3
4. 申請の方法	
(1) 受付期間、受付場所及び問い合わせ先	3
(2) 提出書類	4
(3) 提出方法及び提出部数	6
(4) 結果の通知	7
(5) 申請以後の変更届	7
(6) 入札参加資格の承継	7
(7) 追加受付	7
(8) 申請上の注意点	8
5. 「技術職員有資格者名簿」の資格の取り扱いについて	8
別表 市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表	9
別表 有資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）	10
入札参加資格審査申請後変更届出書	13
測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格承継書	14

1. はじめに

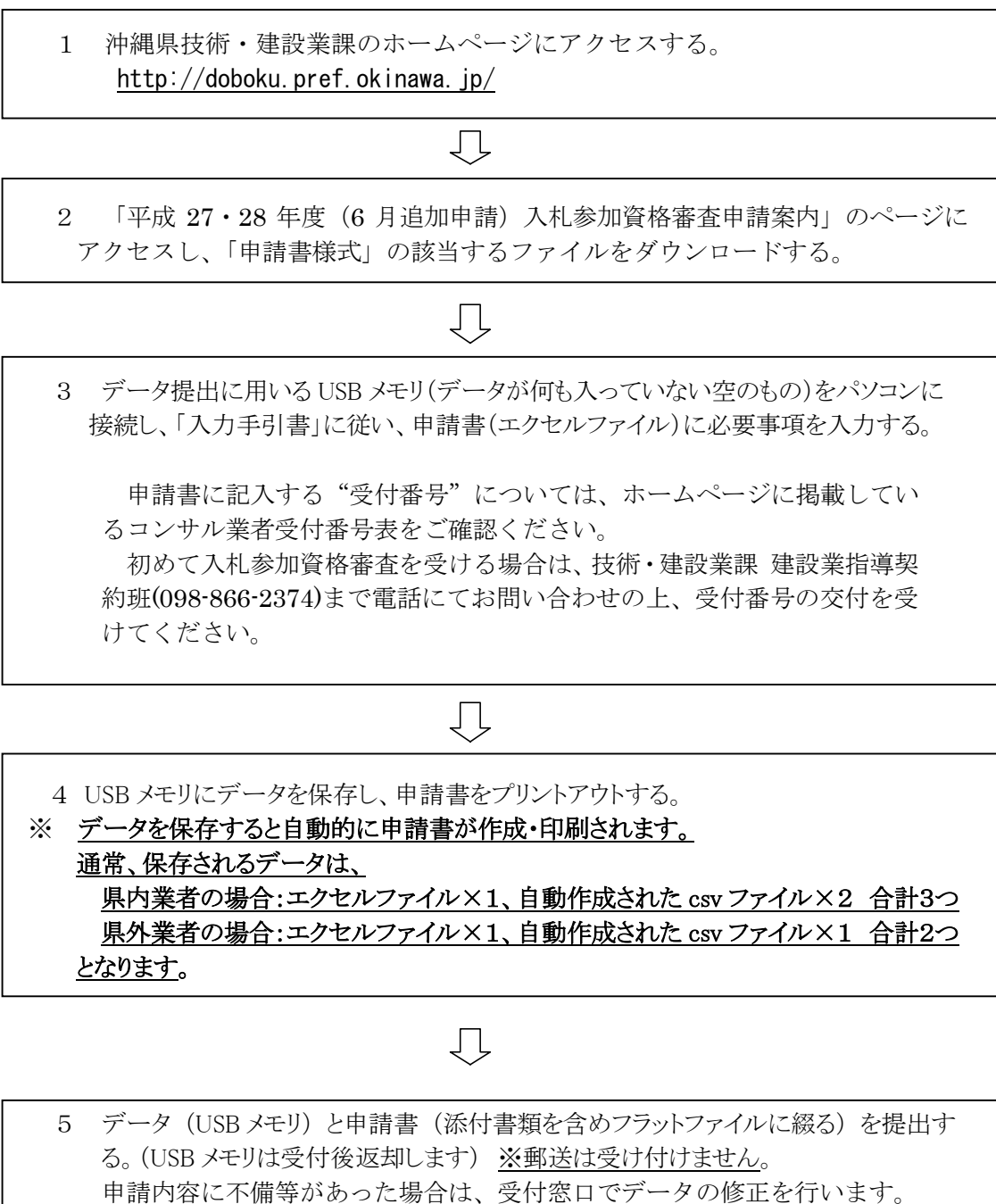
沖縄県土木建築部が発注する平成 27・28 年度の測量及び建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。(ただし、定期申請時に登録された業種については申請できません。)

なお、国や市町村等、沖縄県以外の機関が発注する業務の入札への参加を希望する者は、各発注機関に対して別途申請が必要です。

2. 申請の手順

USB メモリを用いたデータ申請及び受付を行います。

データ申請の手順



3. 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格申請要件

(1) 申請要件 (※基準日は平成 27 年 6 月 1 日とする。) 次の①から⑧を全て満たしていること。

- ① 健康保険及び厚生年金保険等に加入していること。
(個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く)
- ② 雇用保険に加入していること。(適用除外事業所を除く)
- ③ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ④ 営業開始後1年を経過していること。
- ⑤ 申請する業種区分について、直前2年の確定した年間平均実績高(公共事業以外の実績も含む)があること。 ※年間平均実績高の考え方については、この要領の4(8)申請上の注意点若しくは提出様式2「経営規模等総括表」に記載がありますので、ご確認ください。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑦ 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- ⑧ 沖縄県暴力団排除条例(平成 23 年沖縄県条例第 35 号)第2条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 一部業務についての申請要件 (下記申請希望業者は (1) (2) 両方の要件を満たすこと)

- ① 測量業務(測量一般、地図の調整、航空測量)を希望する者は、測量法第 55 条の5の規定による登録を受けていること。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第 23 条の3の規定による登録を受けていること。
- ③ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第 24 条の登録を受けていること。

(3) 留意事項

- ① 入札参加資格審査申請をした者が次のアからオに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
ア. 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
イ. 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
ウ. 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
エ. 審査の過程若しくは審査終了後、労働基準法など入札参加者が当然に遵守すべき法令に違反があることが明らかになったとき。
オ. 審査の過程若しくは審査終了後、警察からの通報等により暴力団関係業者であると認められたとき。
- ② 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が 11 万 8 千円を下回る者は最低賃金を満たさないため認められません。(県内業者のみ)
なお、11 万 8 千円以上であっても短時間労働者は常勤とみなさないため、認められません。
- ③ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から平成 29 年 3 月 31 日までです。
- ④ 受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正及び追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請してください。

(4) 業種区分 (6 区分)

申請に係る業種区分は次の 6 つのとおりです。() 内は業務内容となっています。

- ① 測量 (測量一般、地図の調整、航空測量)
- ② 建築関係建設コンサルタント (建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査)
- ③ 土木関係建設コンサルタント (土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川砂防及び海岸・海洋、電力土木、道路、トンネル、施工計画施工設備及び積算、機械、地質、廃棄物、造園、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、港湾及び空港、建設環境、水産土木、電気電子)
- ④ 地質調査 (地質調査)
- ⑤ 補償関係コンサルタント (土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、不動産鑑定、登記手続等)
- ⑥ 調査業務 (磁気探査、環境関係、その他)

4. 申請の方法

(1) 受付期間

平成 27 年 6 月 8 日 (月) ~平成 27 年 6 月 19 日 (金) (土曜日、日曜日を除く)

午前 9 : 00 ~ 11 : 00 入室者まで

午後 1 : 30 ~ 16 : 00 入室者まで

(2) 受付場所及び問い合わせ先

区 分 受付期間		受付場所 (問い合わせ先)
県 内 業 者	<u>沖縄本島及びその周辺離島</u> に 主たる営業所のある者	技術・建設業課建設業指導契約班 那覇市泉崎 1-2-2(本庁 11 階) TEL:098-866-2374
	<u>宮古地区</u> に主たる営業所のある者 (宮古島市、多良間村)	宮古土木事務所 宮古島市平良西里 1125(宮古合同庁舎 3階) TEL:0980-72-2769
	<u>八重山地区</u> に主たる営業所のある者 (石垣市、竹富町、与那国町)	八重山土木事務所 石垣市真栄里 438-1(八重山合同庁舎 3階) TEL:0980-82-2217
県 外 業 者		技術・建設業課建設業指導契約班 那覇市泉崎 1-2-2(本庁 11 階) TEL:098-866-2374

注 1) 郵送での申請は認めていません。

2) 内容について答えられる方に申請書等を持参させて下さい。

(2) 提出書類

- ① 次の<提出書類一覧表>の順に必要な書類を並べて提出してください。
- ② 申請者が「建設コンサルタント登録業者」、「地質調査登録業者」、「補償コンサルタント登録業者」であるときは、それぞれの現況報告書の2年分(国土交通大臣確認済み)の写しの提出があれば、現況報告書の写しを提出できる業種区分の範囲で下記 No.7・8・10 及び入札参加申請希望業種区分

に係る **No.6・9の書類**は省略することができます。

ただし、調査業務や測量業務などと合わせて申請している場合には、その部分については現況報告書でかえることはできませんので、省略できませんのでご注意ください。

- ③ No.2 及び 3 は、(県外業者は No.2 のみ) 申請書(エクセルファイル)から自動的に作成・出力されま
す。当該書類については、別途作成を行わず、必ずデータ入力の際に出力されたものを提出してく
ださい。
- ④ No.4～7(様式1～4)については技術・建設業課ホームページに掲載されている様式をダウンロード
して作成してください。

<提出書類一覧表> 提出の際にはこの番号順に並べて提出してください。

○:提出が必要な書類 ×:提出が不要な書類 △:該当があれば提出する書類

No	提出書類等	県内 業者	県外 業者	備 考
1	申請データ(USB メモリ) (申請データ以外は何も保存しないこ と。USB メモリは受付後返却します)	○	○	申請用ファイルから自動的に出力される下記のファ イルが保存された USB メモリ ・ コンサル業者申請○○. xls ・ 業者カード○○. csv ・ コンサル資格者リスト○○. csv(県内業者のみ) ・ ○○.xml (電子納税証明書 e-TAX 利用者のみ) ※ ○○は、8 桁の受付番号
2	業者カード	○	○	申請書(エクセルファイル)から自動出力 「職員の保有資格」の欄については、常勤の職員を 計上すること。※常勤の考え方は技術者と同じ
3	技術職員有資格者名簿 (No14 で添付する「 <u>健康保険、厚生年 金保険にかかる標準報酬決定通知書 等写し</u> 」の名前順に入力すること) ※申請用ファイル作成の際に自動出 力される	○	×	・ <u>平成 27 年 6 月 1 日現在</u> で在籍する常勤の技術 者が対象 ・ 標準報酬月額が 11 万 8 千円を下回る者は、最 低賃金を満たさないため認められません。な お、11 万 8 千円以上でも <u>短時間労働者は常勤 とは認められません。</u> (複数企業での社会保険 加入は不可) ・ 有資格区分コード表の資格で該当するものが あれば、申請業種に照らし可能な限り入力。 ・ 「健康保険、厚生年金保険にかかる標準報酬 決定通知書等写し」の名前順に入力されてい ない場合、作成しなおしていただきますのでご 留意ください。
4	様式1: 一般競争(指名競争)参加 資格申請書(測量・建設コンサルタント等)	○	○	必ず代表者印を押印すること
5	様式2: 経営規模等総括表	○	○	
6	様式3: 測量等実績調書	○	○	入札参加を希望する業種毎に作成すること
7	様式4: 営業経歴書	○	○	創業年月及び創業後の沿革を記入すること
8	商業登記簿謄本の写し	○	○	法人の場合のみ
9	業者(事務所)の登録通知書 (又は証明書)の写し	○	○	P2の3(2)留意事項①～③に掲げる業務を希望す る場合は必ず提出。 それ以外は業者(事務所)登録 を行っている場合に提出すること。(登録有効期限 に注意)
10	税務申告の決算書の写し 又は財務諸表(様式任意)	○	○	直前2年の確定した年間平均実績高があることを確 認できるもの

No	提出書類等	県内 業者	県外 業者	備 考
11	[法人(個人)事業税]の 県税納税証明書 ※ <u>直前2期分</u>	○	△	・ <u>未納税額がないこと</u> の証明書(写し可) ・県外業者は、沖縄県内に営業所がある場合のみ 提出すること
12	国税納税証明書 (法人税又は申告所得税)及び(消費 税及び地方消費税) ※e-Tax利用の場合、納税証明デー タシート(電子データを出力したもの)	○	○	<u>未納税額がないこと</u> の証明書(写し可) ・様式その3の2(個人事業者) ・様式その3の3(法人事業者) ※e-Tax利用の場合は、USBメモリにデータも保存 すること。(データの保存方法については1参照)
13	「技術職員有資格者リスト」に記載の ある技術職員の保有資格の確認書類	○	×	「 <u>技術職員有資格者リスト</u> 」に記載した資格について <u>のみ添付することとし、それ以外は添付しない。</u> ※ 確認書類については、有資格区分コード表 (提出要領 P.10～)を参照のこと。 ※ 有効期限に注意すること。(更新切れ等)
14	「技術職員有資格者リスト」に記載の ある技術職員及び「業者カード」で常 勤の職員とした職員の健康保険・厚生 年金保険に係る標準報酬決定通知書 等の写し(船員保険も含む)	○	×	・個人事業者(従業員が4人以下)で適用除外の場 合は、「雇用保険被保険者証の写し」及び「貸金 台帳の写し」を添付すること。(事業主のみ、又は 家族従業員のみで雇用保険に加入していない場 合は「貸金台帳の写し」又は「確定申告書の写し (専従者・給与貸金の氏名欄で確認)」を添付す ること。 ・後期高齢者を雇用している場合は、「後期高齢 者医療被保険者証の写し」+ (「貸金台帳(又は 源泉徴収票)の写し」か「確定申告書の専従者・ 給与貸金の氏名欄の写し」) ・給与額の改定などにより標準報酬決定通知書に 記載がない者については、「月額変更届の写し」を 添付すること。(ただし証明書類の確認上、改定 年月5月以前のものに限る)
15	社会保険料納入確認書又は健康保 険・厚生年金保険加入・納入証明書 の写し	△	△	・平成 27 年 3 月分(4 月末支払分)まで、 <u>未納がな いこと</u> の証明書(写し可) ・適用除外業者は提出する必要がありません。
16	労働保険証明書(労災のみは不可) (写し可)	△	△	・ <u>県外業者</u> に限り、管轄の年金事務所又は労働基 準監督署で証明書を取り扱っていない等の理由に より証明書を取得できない場合には、 <u>直近の領収書 (平成 27 年 3 月分)の写しでも可とする。</u>
17	結果通知書送付用切手(120円分)	○	○	封筒等に貼り付けず、そのまま持参すること。

<注意事項>

※添付書類の証明書等の証明有効期限に注意すること

※申請内容に虚偽が含まれる場合、後日発覚時に「資格審査不合格」若しくは「指名停止」になります。

※技術職員有資格者名簿について、入札参加資格審査における技術者の確認はあくまでも申請時点における資格審査のため、異動、採用又は資格の追加等があっても申請日以降の変更や追加登録はできませんのでご注意ください。

(3) 提出方法及び提出部数

①USB メモリ (受付後返却します)

申請書(エクセルファイル)から自動出力される3つのファイル(県外は2つ)を USB メモリに保存し、提出してください。

また、国税納税証明書を電子納税証明書で提出する場合は、ファイル名を「**“受付番号(8桁)”**.xml」と変更し USB メモリに保存して提出して下さい。

行政書士が複数の業者についてまとめて申請する際は、業者ごとにフォルダを作成してください。

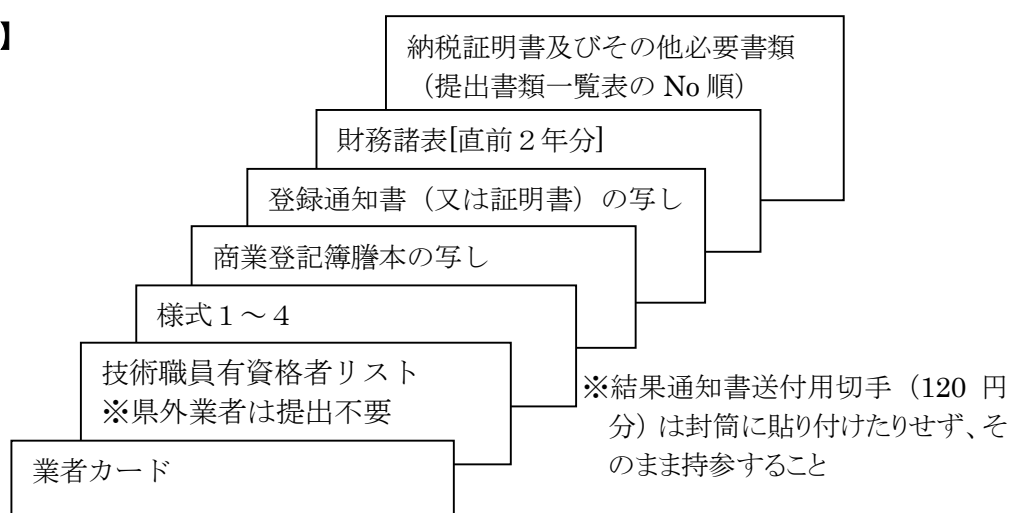
なお、申請に係るデータ以外のファイル等は、USBメモリに保存しないでください。(必ず空のUSBメモリを利用してください。)

②申請書類等

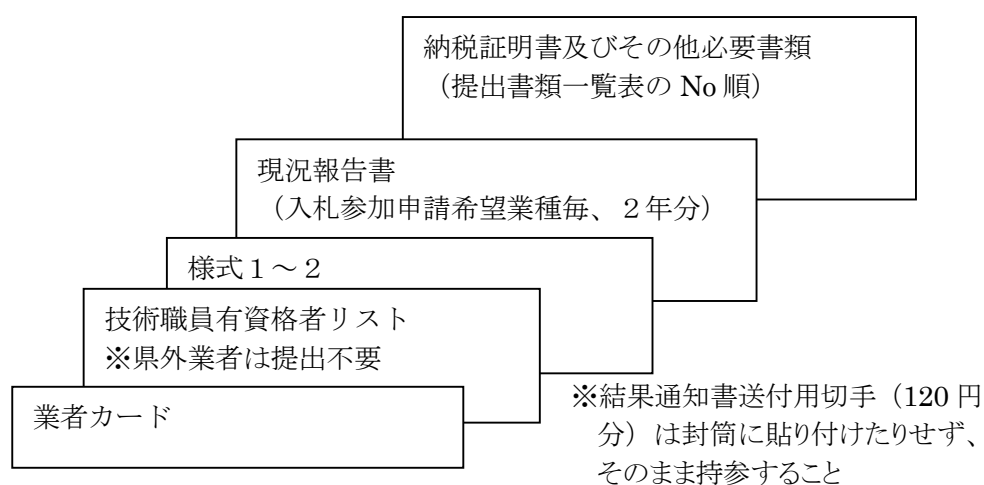
以下に示すとおり書類を整理し、背と表に受付番号と商号名称を記入したA4のフラットファイル(色は自由)に綴じ込んで提出してください。

提出部数：2部 (1部は提出用、1部は申請者控え※申請者控えは写し可)

【通常】



【国土交通省登録コンサルタントの場合】



※ただし、現況報告書の提出がない入札参加申請希望業種区分に係る No.6・9の書類については提出が必要です。

(4) 結果の通知

審査結果は平成27年8月中旬までに申請者あて郵送にて通知する予定です。なお、結果に対する異議申立ては、技術・建設業課 建設業指導契約班(TEL:098-866-2374)で、**結果通知後 30 日以内に限り**受け付けます。

(5) 申請以後の変更届

入札参加資格審査申請以後、下記の事項に変更があった場合は、変更届出書(様式5:別添)と次に掲げる添付(確認)書類を速やかに提出してください。

なお、様式は技術・建設業課ホームページにてダウンロードできます。

【URL】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid_qualification/henkou-todoke.html

※下記事項以外の変更(例:技術者の異動等)については、提出の必要はありません。

変更事項 ※本社及び沖縄(管轄)営業所	添付(確認)書類
商号名称	商業登記簿(写) (法人業者のみ。個人業者は変更届出書のみ提出)
所在地(本社及び沖縄(管轄)営業所)	(同上) ※郵便番号も記載すること
代表者又は沖縄(管轄)営業所長	(同上)
電話番号及びファックス番号 (本社及び沖縄(管轄)営業所)	なし
廃業	なし
沖縄(管轄)営業所の新設・廃止	該当事項について確認できる書類(写)
業者(事務所)登録の登録・削除	(同上) ※ただし部門の追加・削除については変更届を提出する必要はありません。

※ 提出部数:1部(必要に応じて申請者の控え(提出用の写し)も作成してください。)

提出窓口:技術・建設業課建設業指導契約班(本庁11階)

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 ※郵送での受付可

(6) 入札参加資格の承継

合併・営業譲渡・分割等による事業の承継及び相続による事業の承継については、技術・建設業課建設業指導契約班(TEL 098-866-2374)へ **事前にお問い合わせください**。

なお、承継の申請を行う場合には、別添の「測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格承継書」の提出が必要となります。

(7) 追加受付

追加受付は、平成27年度中に2回実施する予定です。(6月(今回)及び12月の予定)
追加受付では、新規登録及び既登録業者の未登録の業種区分について追加受付を行います。
既に登録済の業種区分に対応する業務内容の追加はできませんので、御注意ください。

(8) 申請上の注意点

① 様式1：一般競争（指名競争）参加資格申請書

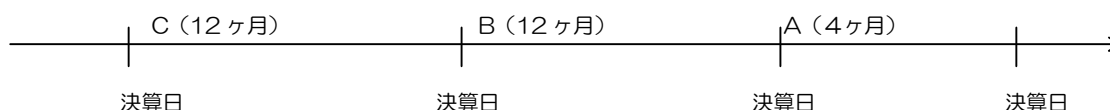
登録等を受けていない事業欄は、二重線で抹消してください。

② 様式2：経営規模等総括表（税抜き、千円未満切り捨て）

測量等実績高について、直前2年の決算額及びその平均実績高を希望する業種毎に記入してください。また、直前2年の年間平均実績高を記入するにあたり、決算期を変更したため24カ月分に満たない場合の年間平均実績高は、次の例のように算出してください。

なお、決算が一期分しかない場合は、当該一期分の半分が二期分の平均実績高になります。

(例)



$$\begin{aligned} & \text{[直前2年の実績の算式]} && 24 \text{ カ月} - (\text{Aの月数} + \text{Bの月数}) \\ \text{Aの受注金額} + \text{Bの受注金額} + & (\text{Cの受注金額} \times \frac{\quad}{12 \text{ カ月 (Cの月数)})} &&) \\ \text{直前2年の平均実績高} = & \text{直前2年の実績} \div 2 \text{ (税抜き、千円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

なお、上記例の場合は様式2「測量等実績高」の直前第1年度分決算はA(4カ月)を記入し、直前第2年度分決算はB(12カ月) + (Cの受注金額 ×) の実績とその決算期間(CからBまでの期間)を記入します。

③ 様式3：測量等実績調書（税抜き、千円未満切り捨て）

希望業種毎に分けて作成してください。枚数が足りない場合はコピーしてご利用ください。

④ 提出書類等 No. 9：業者（事務所）の登録通知書（又は証明書）

営業に関し、法律等に基づく登録の証明書（写し可）

- (イ) 測量業者登録証明書
 - (ロ) 建築士事務所登録証明書
 - (ハ) 建設コンサルタント登録証明書
 - (ニ) 地質調査業者登録証明書
 - (ホ) 補償コンサルタント登録証明書
 - (ヘ) 不動産鑑定業者登録証明書
 - (ト) 計量証明事業者登録証明書
- ※ (イ)～(ト)以外の登録については不要

5. 「技術職員有資格者名簿」の資格の取り扱いについて

届出を行う技術者の資格は、別紙「有資格区分コード表」のとおり、登録業者名簿の技術者数欄に掲載される資格のみ記入するようになっていきます。

提出書類等 No.3「業者カード」に記入する技術者（保有資格）数、及び提出書類等 No.3「技術職員有資格者名簿」に記入する技術者の資格については、この「有資格区分コード表」に従って記入してください。

また、1人の技術者が、1及び2級（建築士等）、士及び士補（測量士等）のように、等級の異なる同一資格を保有している場合には、実態より過大な評価にならないよう上位の資格のみ記載するものとなっていますので、この点も申請書類の記入に際して留意ください。

なお、「設備設計一級建築士」や「構造設計一級建築士」を記入する場合は、「一級建築士」も申請書類に必ずご記入ください。

(別表)

市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表

	市町村名	コード	土木事務所		市町村名	コード	土木事務所	
国 頭 郡	那覇市	47201	南部	中 頭 郡	読谷村	47324	中部	
	宜野湾市	47205	中部		嘉手納町	47325	中部	
	石垣市	47207	八重山		北谷町	47326	中部	
	浦添市	47208	中部		北中城村	47327	中部	
	名護市	47209	北部		中城村	47328	中部	
	糸満市	47210	南部		西原町	47329	中部	
	沖縄市	47211	中部					
	豊見城市	47212	南部		島 尻 郡	与那原町	47348	南部
	うるま市	47213	中部			南風原町	47350	南部
	宮古島市	47214	宮古			渡嘉敷村	47353	南部
	南城市	47215	南部	座間味村		47354	南部	
				粟国村		47355	南部	
				渡名喜村		47356	南部	
				南大東村		47357	南部	
				北大東村		47358	南部	
				伊平屋村		47359	北部	
				伊是名村	47360	北部		
				久米島町	47361	南部		
				八重瀬町	47362	南部		
			宮古	多良間村	47375	宮古		
			八重山	竹富町	47381	八重山		
			八重山	与那国町	47382	八重山		

※県外市区町村のコードについては、技術・建設業課ホームページに掲載してある「市町村コード表」をご確認ください。

また、(財)地方自治情報センター(LASDEC)のホームページ等でも確認できます。(LASDEC「地方公共団体コード住所」:<https://www.lasdec.or.jp/cms/1,0,14.html>)

なお、同ホームページにおいて、コードは6桁(都道府県コード:2桁+市区町村コード:3桁+検査数字:1桁)で表記されておりますが、申請書には検査数字(末尾1桁)を除いた5桁のコードを入力ください。

(別表)

有資格区分コード表(測量及び建設コンサルタント等業務)

業種区分	資格区分	コード	資格名	確認書類	根拠法令等	
建築	一級建築士	137	一級建築士	免許証の写し	建築士法	
	設備設計一級建築士	078	設備設計一級建築士	建築士証の写し	建築士法	
	構造設計一級建築士	079	構造設計一級建築士		建築士法	
	二級建築士	238	二級建築士	免許証の写し	建築士法	
	その他資格者		062	建築設備士	合格証書の写し	建築士法
			064	建築構造士	登録証の写し	民間資格
			076	建築積算士(建築積算資格者)		民間資格
080			建築コスト管理士	民間資格		
測量	測量士	107	測量士	合格証明書又は登録証明書の写し	測量法	
	測量士補	208	測量士補		測量法	
土木	技術士	701	技術士:機械部門	登録証の写し	技術士法	
		702	技術士:船舶・海洋部門		技術士法	
		703	技術士:航空・宇宙部門		技術士法	
		704	技術士:電気電子部門		技術士法	
		705	技術士:化学部門		技術士法	
		706	技術士:繊維部門		技術士法	
		707	技術士:金属部門		技術士法	
		708	技術士:資源工学部門		技術士法	
		722	技術士:建設部門(土質及び基礎)		技術士法	
		723	技術士:建設部門(鋼構造及びコンクリート)		技術士法	
		724	技術士:建設部門(都市及び地方計画)		技術士法	
		725	技術士:建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)		技術士法	
		726	技術士:建設部門(港湾及び空港)		技術士法	
		727	技術士:建設部門(電力土木)		技術士法	
		728	技術士:建設部門(道路)		技術士法	
		729	技術士:建設部門(鉄道)		技術士法	
		730	技術士:建設部門(トンネル)		技術士法	
		731	技術士:建設部門(施工計画、施工設備及び積算)		技術士法	
		732	技術士:建設部門(設計環境)		技術士法	
		710	技術士:上下水道部門		技術士法	
		711	技術士:衛生工学部門		技術士法	
		712	技術士:農業部門		技術士法	
		713	技術士:森林部門		技術士法	
	714	技術士:水産部門	技術士法			
	715	技術士:経営工学部門	技術士法			
	716	技術士:情報工学部門	技術士法			
	717	技術士:応用理学部門	技術士法			
	718	技術士:生物工学部門	技術士法			
	719	技術士:環境部門	技術士法			
	720	技術士:原子力・放射線部門	技術士法			
721	技術士:総合技術監理部門	技術士法				
RCCM		751	RCCM:河川、砂防及び海岸・海洋部門		民間資格	
		752	RCCM:港湾及び空港部門		民間資格	
		753	RCCM:電力土木部門		民間資格	

		754	RCCM:道路部門		民間資格
		755	RCCM:鉄道部門		民間資格
		756	RCCM:上水道及び工業用水道部門		民間資格
		757	RCCM:下水道部門		民間資格
		758	RCCM:農業土木部門		民間資格
		759	RCCM:森林土木部門		民間資格
		760	RCCM:水産土木部門		民間資格
		761	RCCM:廃棄物部門		民間資格
		762	RCCM:造園部門		民間資格
		763	RCCM:都市計画及び地方計画部門		民間資格
		764	RCCM:地質部門		民間資格
		765	RCCM:土質及び基礎部門		民間資格
		766	RCCM:鋼構造物及びコンクリート部門		民間資格
		767	RCCM:トンネル部門		民間資格
		768	RCCM:施工計画、施工設備及び積算部門		民間資格
		769	RCCM:建設環境部門		民間資格
		770	RCCM:機械部門		民間資格
		771	RCCM:電気電子部門		民間資格
	一級土木施工管理技士	113	一級土木施工管理技士		建設業法
	二級土木施工管理技士	214	二級土木施工管理技士(土木)	合格証明書の写し	建設業法
		215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		建設業法
	その他資格者	216	二級土木施工管理技士(薬液注入)		建設業法
		061	地すべり防止工事士	登録証の写し	大臣認定
		081	コンクリート診断士		民間資格
設備	電気系資格者	127	一級電気工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
		228	二級電気工事施工管理技士		建設業法
		155	第一種電気工事士	免状の写し	電気工事士法
		256	第二種電気工事士		電気工事士法
		258	電気主任技術者(第1種～第3種)	資格者証の写し	電気事業法
		268	甲種消防設備士(第四類)	免状の写し	消防法
	269	乙種消防設備士(第四類及び第七類)	消防法		
	機械系資格者	129	一級管工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
		230	二級管工事施工管理技士		建設業法
		168	甲種消防設備士(第四類を除く)	免状の写し	消防法
169		乙種消防設備士(第四類及び第七類を除く)	消防法		
265		給水装置工事主任技術者	水道法		
補償	不動産鑑定士	071	不動産鑑定士	登録証明書の写し	不動産鑑定評価法
	補償業務管理士	801	補償業務管理士:土地調査部門	登録証の写し	民間資格
		802	補償業務管理士:土地評価部門		民間資格
		803	補償業務管理士:物件部門		民間資格
		804	補償業務管理士:機械工作物部門		民間資格
		805	補償業務管理士:営業補償・特殊補償部門		民間資格
		806	補償業務管理士:事業損失部門		民間資格
		807	補償業務管理士:補償関連部門		民間資格
		808	補償業務管理士:総合補償部門		民間資格
	土地区画整理士	073	土地区画整理士	合格証明書の写し	土地区画整理法
公共用地取得実務経験者	099	—	—	—	
地質	地質調査技士	074	地質調査技士	登録証の写し	大臣認定

調查	環境計量士	075	環境計量士		計量法
	港湾海洋調査士	077	港湾海洋調査士(危険物探査部門)		民間資格

様式5

入札参加資格審査申請後変更届出書

平成 年 月 日

受付番号 第 号

沖縄県知事 殿

商号名称
代表者 _____ 印

平成27・28年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請後、下記のとおり変更があったので届出します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格承継書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

受付番号
被承継者
住 所
商号名称
代表者

印

受付番号
承 継 者
住 所
商号名称
代表者

印

平成27・28年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格を別紙の理由により承継したいので、関係書類を添えて申請します。

資格承継する業種

沖縄県指令土第 号
申請のとおり承認します
平成 年 月 日
沖縄県知事